

第6回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年9月26日(金) 午後1時30分
場所 角館町 大安閣

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

報告第17号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長の変更について

報告第18号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について

協議案第5号 新自治体の名称について(継続協議)

協議案第17号 慣行の取扱いについて

協議案第18号 各種事務事業の取扱いについて

協議案第19号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

協議案第20号 広報広聴関係事業の取扱いについて

協議案第21号 交通安全関係事業の取扱いについて

協議案第22号 窓口業務の取扱いについて

協議案第23号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議案第24号 条例・規則等の取扱いについて(提案)

協議案第25号 公共的団体等の取扱いについて(提案)

その他

5. 閉 会

合併協定項目

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の委員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回		
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回		
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回		
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回		
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回		
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回		
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回		
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回		
16	公共的団体の取扱いについて	H15. 9.26	第6回		

報告第 17 号

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する
小委員会正・副委員長の変更について

小委員会正・副委員長の変更について、次のとおり報告する。

役 職 名	町 村 名	氏 名	備 考
委 員 長	角 館 町	山 本 陽 一	
副 委 員 長	田 沢 湖 町	小 松 直	

報告第18号

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する
小委員会委員長報告について

協議案第 5 号

新自治体の名称について（継続協議）

協議案第17号

慣行の取扱いについて（提案）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議案第 18 号

各種事務事業の取扱いについて【協定項目 23】

各種事務事業の取扱いについての総括的な調整方針について、次のとおり提案する。

協議案第19号

国際交流・広域交流事業の取扱いについて【協定項目23-1】

国際交流・広域交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議案第20号

広報広聴関係事業の取扱いについて【協定項目23-3】

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議案第 2 1 号

交通安全関係事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 6】

交通安全関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議案第 2 2 号

窓口業務の取扱いについて【協定項目 2 3 - 7】

窓口業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議案第 23 号

高齢者福祉事業の取扱いについて【協定項目 23 - 10】

高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議案第24号

条例・規則等の取扱いについて（提案）

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	条例・規則等の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</p>	

条例・規則等の整備方針

新市発足時には、田沢湖町、角館町、西木村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
 新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。
 制定手続による分類
 条例...制定権者(市長職務執行者)の専決処分により制定し施行する。(地方自治法第179条第1項)
 規則、規程、要綱、その他...制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)
- (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。
 (地方自治法施行令第3条)
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
 ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等)
 イ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

現 況			調整方針
田沢湖町	角 館 町	西 木 村	
例規集登載 条例 170 本 規則 155 本 その他(規程、規約等) 71 本	例規集登載 条例 175 本 規則 187 本 その他(規程、規約等) 112 本	例規集登載 条例 152 本 規則 152 本 その他(規程、規約等) 149 本	

条例・規則の取扱いに関する法令

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

(規則)

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第 2 項 省略)

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の規則として当該地域に引き続き施行することができる。

条例・規則の取扱いに関する先進事例

- (1) 市長職務執行者が、専決処分し即時施行させるもの
法定により必ず設置、制定が必要なもので、市制執行上空白期間が許されないもの
新市の組織及びその運営又は職員等の給与・勤務時間等に関するもの
市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの
公の施設等の設置・管理に関するもの
合併協議会において協議済みのもの
- (2) 新市発足後も、旧町村条例を引続き施行する条例
1町村のみの条例であり、新市において全域に適用させるかの政策的判断を要するもの
新たに適用させるものではないが、既に適用されていたものを整理する期間施行するもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの
市長職務執行者に提案権のないもの（議会委員会条例等）
各行政委員会の規則等（教育委員会規則、農業委員会規則等）
市長の政策的判断により、逐次制定し施行するもの

南アルプス市 合併期日 平成 15 年 4 月 1 日

関係町村(4町2村) 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町

即時施行条例	232 本	即時施行規則	170 本
暫定施行条例	4 本	暫定施行規則	1 本
逐次施行条例	3 本	逐次施行規則	10 本

(平成 15 年 7 月 16 日現在)

神流町 合併期日 平成 15 年 4 月 1 日

関係町村(1町1村) 万場町、中里村

即時施行条例	153 本	即時施行規則	113 本
暫定施行条例	3 本	暫定施行規則	4 本
逐次施行条例	2 本	逐次施行規則	10 本

(平成 15 年 5 月 21 日現在)

南アルプス市 暫定施行の条例等

条 例 等 の 名 称	施行期日
芦安村過疎対策条例	昭和61年3月17日
芦安村過疎対策条例施行規則	昭和61年3月17日
芦安村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例	平成12年12月20日
白根町地方拠点都市地域拠点地区における固定資産税の不均一課税に関する条例	平成6年12月22日
芦安村活性化対策育英奨学金に関する条例	平成8年6月28日

神流町 暫定施行の条例等

条 例 等 の 名 称	施行期日
万場町行政無線局管理運用規則	昭和54年11月1日
中里村防災行政無線局の設置及び管理に関する条例	平成5年3月22日
中里村防災行政無線局管理運用規程	平成5年3月22日
中里村健康推進員設置条例	平成1年3月22日
中里村生活排水等処理施設管理費補助金交付要綱	
万場町ふれあい情報システム設置及び管理運営に関する条例	平成12年3月17日
万場町ふれあい情報システム運営委員会に関する規則	平成12年3月17日

協議案第 25 号

公共的団体等の取扱いについて（提案）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	公共的団体等の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。</p> <p>1. 各町村共通の団体について</p> <p>(1)3町村共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2)統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。</p> <p>2. 各町村独自の団体について</p> <p>当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。</p>	

現 況			調整方針
田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
主な団体	主な団体	主な団体	
【総務企画関係】			
田沢湖町納税貯蓄組合連合会	角館町納税貯蓄組合連合会	西木村納税貯蓄組合	
	角館町消費者の会	西木村消費者会議	
自衛隊田沢湖町父兄会	自衛隊角館町父兄会	西木村自衛隊父兄会	
【保健福祉関係】			
田沢湖町結核予防婦人会	角館町結核予防婦人会	西木村結核予防婦人会	
田沢湖町食生活改善推進会議	角館町食生活改善推進協議会	西木村食生活改善推進協議会	
田沢湖町社会福祉協議会	角館町社会福祉協議会	西木村社会福祉協議会	
田沢湖町民生児童委員協議会	角館町民生児童委員協議会	西木村民生委員協議会	
田沢湖町老人クラブ連合会	角館町老人クラブ連合会	西木村老人クラブ連合会	
田沢湖町交通安全対策協議会	角館町交通安全対策協議会	西木村交通安全対策協議会	
田沢湖町交通安全母の会	角館町交通安全母の会連絡協議会	西木村交通安全母の会連合会	
田沢湖町防犯協会	角館町防犯協会	西木村防犯協会	
青少年育成田沢湖町民会議	青少年育成角館町民会議	青少年育成西木村民会議	
田沢湖町遭難対策委員会	角館町遭難対策協議会	西木村遭難対策協議会	
田沢湖町共同募金	角館町共同募金会	西木村共同募金会	
日本赤十字田沢湖町分会	角館町赤十字奉仕団	西木村分区赤十字奉仕団	
田沢湖町遺族会	角館町遺族会	西木村遺族会	
田沢湖町傷痍軍人会			
田沢湖町身体障害者協会	角館町身体障害者協会	西木村身体障害者協会	
田沢湖町母子寡婦福祉会	角館町母子寡婦福祉会	西木村母子寡婦福祉会	
田沢湖町手をつなぐ育成会	角館町手をつなぐ育成会	西木村手をつなぐ育成会	
【産業観光関係】			
田沢湖町観光協会	角館町観光協会	西木村観光協会	

田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
主な団体	主な団体	主な団体	
田沢湖町商工会	角館町商工会	西木村商工会	
田沢湖町物産協会	協同組合角館町物産協会	西木村物産協議会	
田沢湖町山と湖を美しくする会		田沢湖を美しくする会	
田沢湖町和牛生産改良組合	角館町和牛生産改良組合	西木村和牛生産改良組合	
田沢湖町畜産振興運営協議会	角館町・西木村合同畜産共進会運営協議会	角館町・西木村合同畜産共進会運営協議会	
田沢湖町水田農業推進協議会	角館町水田農業推進協議会	西木村水田農業推進協議会	
田沢湖町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	角館町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	西木村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	
田沢湖地方猟友会	角館町猟友会	西木村猟友会	
田沢湖町農業者会議		西木村認定農業者協議会	
【教育文化関係】			
田沢湖町体育協会	角館町体育協会	西木村体育協会	
田沢湖町PTA連合会	角館町PTA連合会	西木村PTA連合会	
田沢湖町芸術文化協会	角館町芸術文化協会	西木村芸術文化協会	
田沢湖町文化財保護協会	角館町文化財保護協会	西木村文化財保護協会	
田沢湖町婦人団体連絡協議会	角館町婦人会連絡協議会	西木村連合婦人会	
田沢湖町スポーツ少年団	角館町スポーツ少年団	西木村スポーツ少年団	

参考資料

1. 公共的団体とは

農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の構成社会事業団、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を指し、法人であるか否かは問わないとされている。（行政事例 昭和24年1月13日）

「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあって、その支部なり出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。（学説「逐条地方自治法」）

「公共的団体の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいうのであって、公共的団体の内部組織（例えば、役員の選任行為）には及び得ないと解すべきである。

2. 公共的団体等と市町村との関係

地方自治法第157条第1項で、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定しており、市町村長に、公共的団体等に対しての総合調整権を付与している。

3. 市町村合併に際しての公共的団体等の取扱い

合併する市町村単位で、各種の公共的団体等が存続することは、一体性の確保の面からも好ましくないという観点から、合併特例法第16条第8項は、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と規定している。

